

令和6年度

大阪府内部統制評価報告書

審査意見書

令和8年1月

大阪府監査委員

令和6年度 大阪府内部統制評価報告書 審査意見

1 審査の対象

令和6年度大阪府内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

2 審査の着眼点

監査委員による審査は、評価報告書について、知事による評価が適切に実施されているかを主眼として実施した。

3 審査の実施内容

評価報告書について、地方自治法第150条第1項の規定により知事が定めた方針（以下「基本方針」という。）を踏まえ、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料やその他の監査等によって得られた知見に基づき、大阪府内部統制評価報告書審査基準及び大阪府内部統制評価報告書審査実施要領に基づき審査する限りにおいて、知事による評価が適切に実施されているかについて審査した。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、知事から提出のあった評価報告書については、評価手続及び評価結果ともに不適切な記載は見受けられなかった。

評価報告書に記載の、法律上、議会の議決を経て行う必要がある遺贈の放棄について、議決を経ずに行われた事案は、府民の信用を失墜する不備である。従って、大阪府の財務に関する事務に係る内部統制は、一部において知事の基本方針に定められた目的及び取組の方向性に沿って実施されていないと判断する。

5 意見

上記に加えて、今後の内部統制の充実に資するため、下記のとおり意見を付する。

(1) 内部統制の実効性の向上について

府では、地方自治法に基づく内部統制制度の導入以降、毎年度（令和4年度を除く）府民の信用を失墜する不備を発現させている。このことを踏まえ、現行の取組を点検し、取組においてリスクの大小を勘案するなど、より効果的な内部統制の実現に向けて一層の工夫を講じられたい。

(2) 補助金不正受給事案に係る再発防止に向けた工夫について

補助金の不正受給事案に係る令和5年に付した監査委員意見に対しては、改善に向けた一定の検討が行われていることが確認できたが、内部統制の充実に向け、早期に、取組を進められたい。

審査の過程

1 審査計画の策定及び改定

実施年月日	内 容
令和7年7月4日	令和7年度内部統制評価報告書審査計画を策定
12月15日	令和7年度内部統制評価報告書審査計画を改定

2 監査委員と評価部局等との意見交換会

実施年月日	内 容
令和7年3月21日	内部統制評価手順とスケジュール案について
12月19日	令和6年度内部統制評価報告書(案)について

3 審査内容について

(1) 根拠規定等

大阪府内部統制評価報告書審査基準
大阪府内部統制評価報告書審査実施要領
事務局審査の手引

(2) 審査の手法

上記の根拠規定等に基づいて、知事から提出された内部統制評価報告書とあわせて関係資料を確認するとともに、関係部局の担当者等に対する質問等を行った。なお、業務レベルの評価に関しては、知事部局全137所属のうち、別記資料29所属を抽出して確認等を行った。

また、上記2に記載のとおり、内部統制評価部局と意見交換を行った。

別記資料

抽出により確認を実施した所属（知事部局内 137 所属中、下記 29 所属）

部局名	所属名
政策企画部	企画室
総務部	法務課
	市町村局
財務部	財産活用課
	なにわ南府税事務所
	三島府税事務所
	中河内府税事務所
府民文化部	府民文化総務課
	文化・スポーツ室
	消費生活センター
I R 推進局	企画課
	推進課
福祉部	福祉総務課
	砂川厚生福祉センター
	富田林子ども家庭センター
健康医療部	健康推進室
	茨木保健所
	守口保健所
商工労働部	商工労働総務課
	夕陽丘高等職業技術専門校
環境農林水産部	環境農林水産総務課
	環境管理室
	北部農と緑の総合事務所
	中央卸売市場
都市整備部 （住宅建築局）	公園課
	住宅建築局建築指導室
	鳳土木事務所
	岸和田土木事務所
大阪港湾局	大阪港湾局